

流動性預金と投資信託への資金純流入が6四半期継続 — 個人金融資産動向：2021年第3四半期 —

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 日本銀行「資金循環統計」によると、2021年9月末の個人金融資産残高は1,999兆8,311億円（前期比0.4%増、前年比5.7%増）と、過去最高を更新した。全体の53.6%を占める「現金・預金」が前年から3.7%増加したことに加えて、前年からの株価上昇を受けて、個人が保有する「投資信託」（前年比24.0%増）と「株式等」（同28.6%増）の残高が大幅に増加した。
2. 2021年第3四半期（7～9月期）中の動きを見ると、「流動性預金」「投資信託」への資金純流入が特に目立ち、それぞれ6四半期連続で資金純流入となった。「投資信託」は、上場投資信託（ETF）や分配金を除いたコア部分を見ても資金純流入が続いており、ラップ口座の契約件数・金額の増加率が高まっていることや、NISA口座数・総買付額がコロナ禍のもとで一段と増加していることも影響していると考えられる。
3. ただし、個人が最も多く保有する金融資産は依然として「現金・預金」である。特に、「流動性資産」（現金と流動性預金）は2021年9月末時点で669兆円、個人金融資産全体に占める割合が33.5%と過去最高になった。一方、「リスク資産」（株式等と投資信託）は直近で増加したとはいえ、個人金融資産に占める割合は合わせても15.4%にとどまっている。
4. 2021年9月29日に岸田文雄氏が自民党総裁に選出され、同年10月4日に岸田内閣が発足した。岸田首相が掲げる「成長と分配の好循環」の方針の下、分配策の具体策として言及した「金融所得課税の見直し」に対し、市場の警戒感は依然として強い。今後の政策運営が注目される中、2021年12月10日に公表された与党令和4年度税制改正大綱の内容は、家計にとっては総じて税軽減や非課税の恩恵を受けにくくなる内容が多く、その影響は広く及ぶと考えられる。

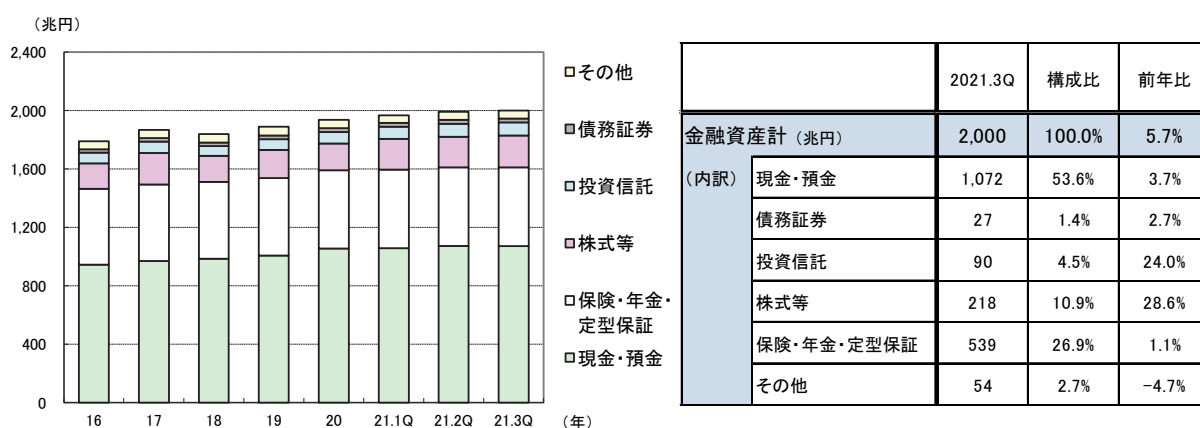
野村資本市場研究所 関連論文等

・宮本佐知子「流動性預金と投資信託への資金純流入が5四半期継続—個人金融資産動向：2021年第2四半期—」『野村資本市場クォーターリー』2021年秋号。

I 日本銀行統計から見る個人金融資産残高の概況

2021年12月20日に公表された日本銀行「資金循環統計（速報）（2021年第3四半期）」によると、2021年9月末の個人金融資産残高は1,999兆8,311億円（前期比0.4%増、前年比5.7%増）となり、過去最高を更新した（図表1）。個人金融資産残高は5四半期連続で過去最高となった。個人金融資産の53.6%を占める「現金・預金」は、前年から3.7%増加した。新型コロナウイルス（以下、コロナ）感染拡大で消費が引き続き抑制されたことが影響したと見られる。また、株価が世界的な経済活動の回復期待や金融緩和の長期化等を受けて上昇する中で、個人が保有する「投資信託」（前年比24.0%増）と「株式等」（同28.6%増）は、前年から大幅に増加した。

図表1 個人金融資産の残高と内訳



（注）右表は四捨五入した値を表示。
（出所）日本銀行より野村資本市場研究所作成

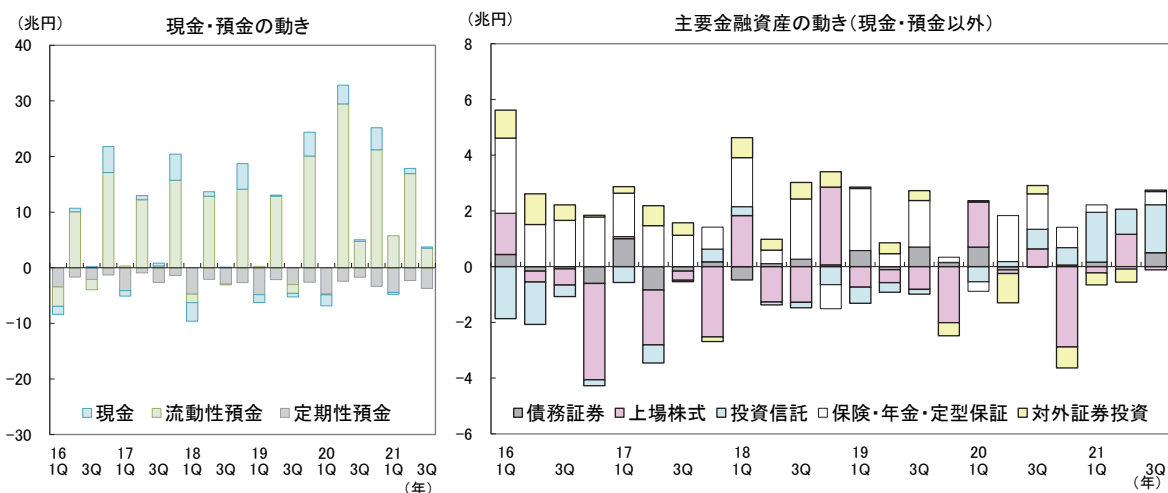
II 主な金融資産を巡る個人資金の動き

図表2は、四半期ごとの主な金融資産を巡る個人資金の純流出入の動きである。2021年第3四半期（7～9月期）を中心とする足元の特徴は次の通りである。

1. 現金・預金：純流出だが現金と流動性預金の残高は過去最高に

2021年第3四半期の「現金・預金」は資金純流出となった。このうち「現金」「流動性預金」は資金純流入、「定期性預金」は資金純流出となった。「現金・預金」は季節要因の影響を受けやすく、例年は四半期ごとに純流入と純流出を繰り返す傾向が見られるが、コロナ禍においては例年と異なり、「流動性預金」への純流入が6四半期連続で続いている。その結果、個人が保有する流動性預金残高は2021年9月末時点で567兆円、現金残高は103兆円となり、それぞれ過去最高になった。コロナ感染拡大で消費が抑制されたことも影響したと考えられる。

図表 2 主な金融資産への個人資金純流出入（四半期ベース）



(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

2. 債務証券：国債は純流出、事業債は純流入

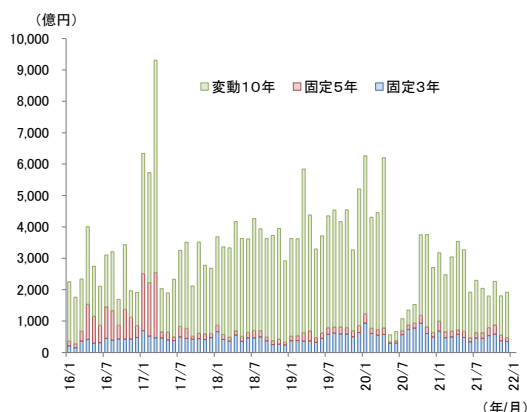
2021年第3四半期の債務証券は資金純流入となった。個人が保有する債務証券のうち、約5割を占める「国債」は資金純流出となった。個人が購入できる国債には「個人向け国債」と「新窓販国債」がある。「個人向け国債」は、マイナス金利政策下で預金金利が下がる中でも元本と年0.05%の最低金利が保証されることに加えて、取扱金融機関によっては応募額に応じて現金を還元する販売促進キャンペーンが展開されたため、個人から一定の需要を集めてきた(図表3)。ただし販売促進キャンペーンについては、現金の還元を受けた後に中途換金する個人も多かったことなどから、現在では各社とも還元額を当初よりも縮小して実施している。「新窓販国債」は、金利低下等のために新規募集が中止されている¹。この中で、2021年第3四半期は、個人向け国債を中心に個人資金の流入は続いたものの、それを上回る償還があったため、国債全体では資金純流出になったとみられる。

債務証券のうち「事業債」は資金純流入となり、個人が保有する事業債残高は一段と増加した(図表4)。コロナ感染拡大の中で一旦、低調となっていた個人向け社債の発行だが、2021年7月には三菱UFJフィナンシャル・グループが個人向け社債(劣後債、期間10年)を1,300億円、2021年9月にはソフトバンクグループが個人向け社債(劣後債、期間7年)を4,500億円発行した。

この他、債務証券のうち「信託受益権」は資金純流入となった。この項目には、金銭信託などの受益権が含まれており、投資信託受益権は(後述の通り)別項目となっている。

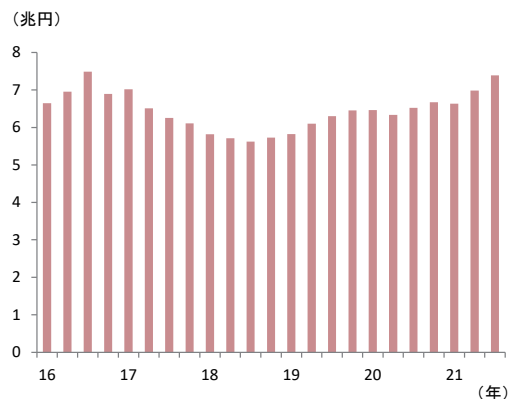
¹ 財務省では金利水準等を勘案し、新窓販国債の募集について、2年物は2014年11月から、5年物は2015年9月から中止している。10年物は2021年3月から再開したが、同年7月から中止し、その後同年11月に再開したが、同年12月から再度中止している。

図表3 個人向け国債の販売額の推移



(出所) 財務省より野村資本市場研究所作成

図表4 個人が保有する事業債残高



(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

3. 上場株式：個人の存在感は引き続き高い

2021年第3 四半期の「上場株式」は小幅ながら資金純流出となった。株式市場における個人部門の株式売買状況を見ると、週間売買代金の平均額は、2019年は4.0兆円、2020年は5.5兆円、そして2021年は6.8兆円へ増加した（図表5）。売買代金で見る個人部門の市場シェアも、2019年は20%、2020年は23%、そして2021年は25%へ上昇した。総じて、個人投資家の存在感は高まっている。

また、投資部門別の株式売買差額を見ると、個人部門の株式売買には総じて逆張りの傾向が見られてきたが、2021年第3 四半期においても、株価が調整すると株式を買い越し、株価が上昇すると売り越す動きが観察されている（図表6）。2021年9月には菅義偉首相の自民党総裁選への不出馬表明を受けて日経平均株価が急上昇し、同年9月14日には3万670円と、約31年ぶりの高値を付けたが、その中では個人部門は株式を大きく売り越していた。同年9月29日に岸田文雄氏が自民党総裁に選出され、同年10月4日には岸田内閣が発足、就任直後の記者会見で岸田首相が「成長と分配の好循環」の方針の下、分配策の具体策として「金融所得課税の見直し」を選択肢の一つとして明言し²、10月6日までに日経平均株価は8営業日連続で下落したが、その中では個人部門は株式を大きく買い越していた。

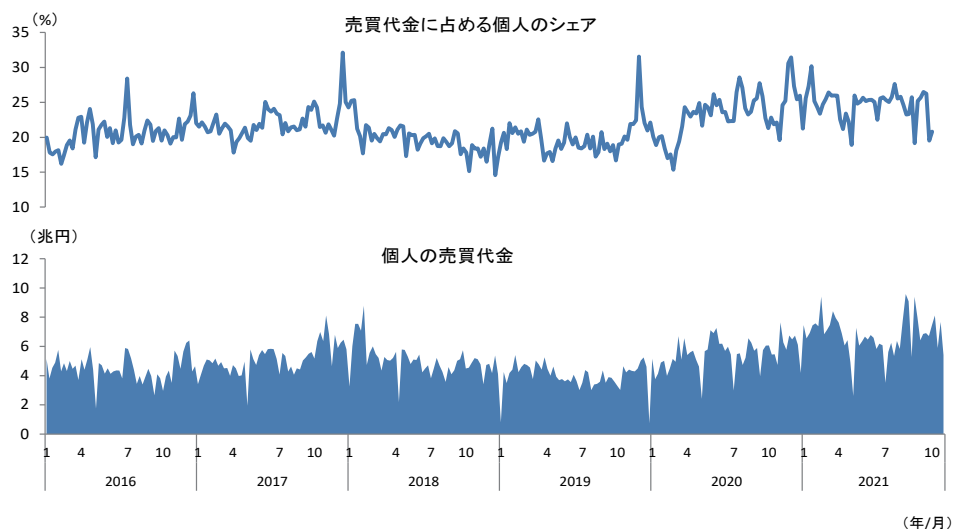
この他、上場株式を巡る足元での動きとしては、政府が2021年10月25日、日本郵政株の第3次売却を実施、1株820.6円で売却した³。この売却により、東日本大震災の復興財源として約8,367億円を確保するとともに、政府の出資比率は郵政民営化法で保有が義務付けられた総株式数の1/3超まで下がることになった。さらに政府は、2021年12月8日、政府が保有する東京地下鉄（東京メトロ）の株式を一部売却することを発表した⁴。

² 「岸田内閣発足、衆院選31日投開票、戦後最短解散へ」日本経済新聞2021年10月5日。

³ 「郵政株売却、1株820.6円、財務省決定、復興財源8367億円確保」日本経済新聞2021年10月26日

⁴ 「東京メトロ株、一部売却へ、政府発表、財制審に諮問」日本経済新聞2021年12月9日

図表5 株式市場における個人部門の売買状況



- (注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。
 2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計。
 3. データは2021年12月第2週までを表示。

(出所) 日本取引所グループより野村資本市場研究所作成

図表6 投資部門別の株式売買状況

(単位:億円)

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他法人等	金融機関					
					生保・損保	都銀・地銀等	信託銀行	その他金融機関		
2018年	-3,695	14,172	25,706	7,442	-3,542	-7,793	15,066	918	-57,403	9,722
2019年	-43,129	-11,609	41,870	5,663	-3,981	-6,862	-190	-1,387	-7,953	31,470
2020年	-8,770	-23,767	12,744	3,915	-1,791	-4,224	16,396	-3,479	-33,636	49,699
2021年1月	3,718	-3,840	25	-19	-677	-456	-4,390	-357	4,173	2,289
2021年2月	-3,678	-3,940	-1,654	4	-543	-775	-6,308	-826	3,473	13,837
2021年3月	-3,026	-3,710	-841	24	-989	-1,962	-16,125	-204	4,680	23,440
2021年4月	6,947	-1,317	682	554	-1,575	-596	-1,435	-315	4,056	-7,220
2021年5月	-1,593	-411	-1,634	355	2,693	-5	3,376	44	-594	-1,120
2021年6月	4,895	189	3,677	-1,399	-1,136	-382	2,157	262	-4,115	-5,093
2021年7月	4,927	1,597	1,636	1,025	-429	-14	418	283	-2,474	-7,650
2021年8月	-1,907	-1,461	3,232	542	-798	-268	976	248	-1,393	947
2021年9月	-5,891	-4,323	1,211	-44	-595	-1,180	-12,165	-621	-1,402	25,487
2021年10月	1,159	897	1,617	364	-513	-551	-2,987	98	6,938	-8,213
2021年11月	1,453	-167	3,362	-172	-188	-1,015	4,219	-9	-2,877	-5,267

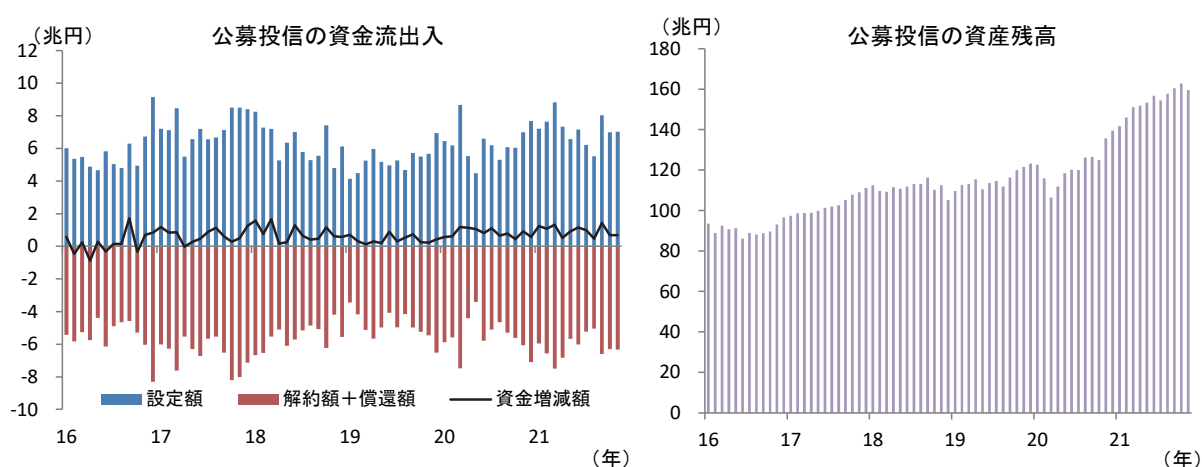
- (注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。
 2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。

(出所) 日本取引所グループより野村資本市場研究所作成

4. 投資信託：全体・コア部分共に純流入継続

2021年第3四半期の「投資信託」は資金純流入となった。同四半期の資金純流入額は1兆7,179億円であり、6四半期連続で資金純流入となった。日本銀行がこのデータを推計するために参照する投資信託協会の月次統計を見ると、2021年第3四半期は「公募投資信託」全体では資金純流入であり、その内訳である「公社債投資信託」と「株式投資信託」はそれぞれ資金純流入となっている（図表7、図表8、図表9）。株式投資信託の純資産残高は、2021年第3四半期末に過去最高となり、その後も過去最高圏にある。

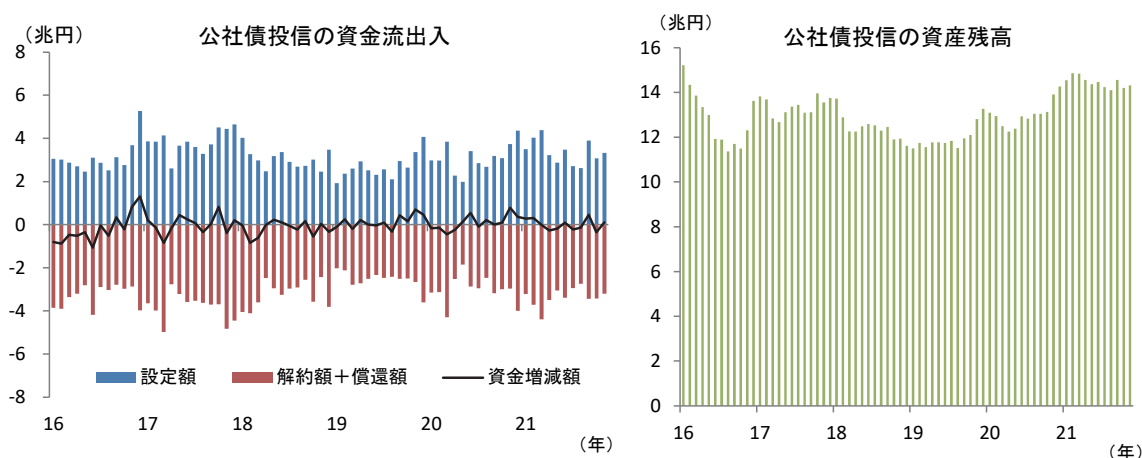
図表7 公募投資信託への資金流入と資産残高



- (注) 1. 公募投資信託は株式投資信託と公社債投資信託の合計。
 2. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 3. データは2021年11月までを表示。

(出所) 投資信託協会より野村資本市場研究所作成

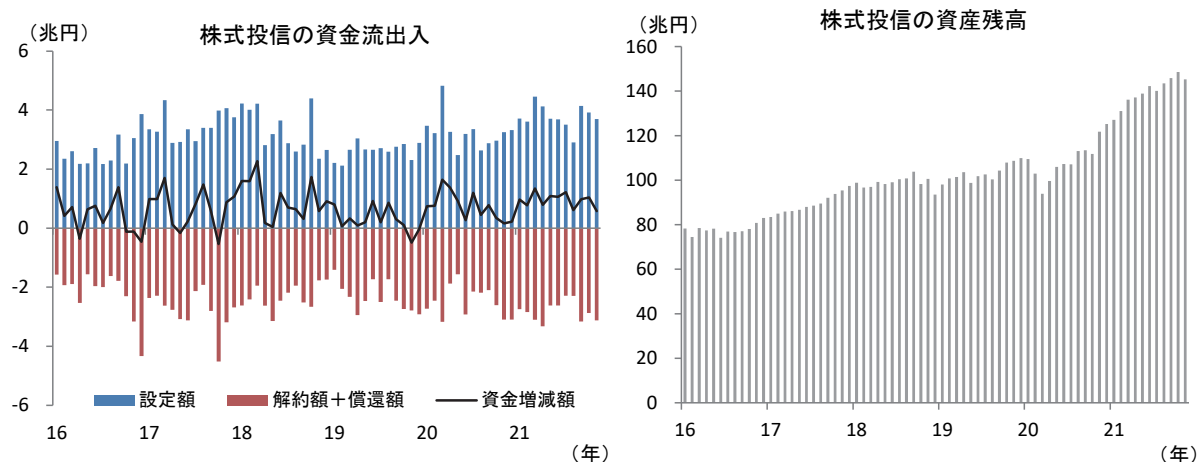
図表8 公社債投資信託への資金流入と資産残高



- (注) 1. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 2. データは2021年11月までを表示。

(出所) 投資信託協会より野村資本市場研究所作成

図表9 株式投資信託への資金流入と資産残高



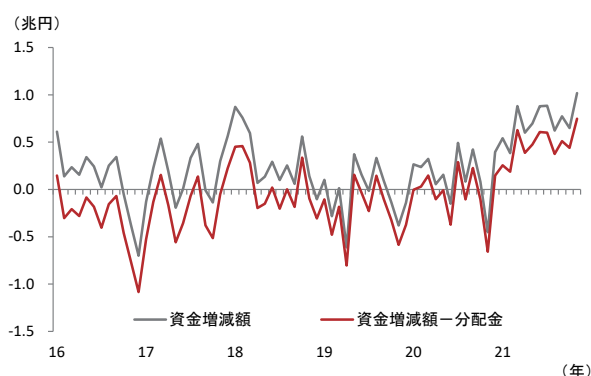
(注) 1. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
2. データは2021年11月までを表示。

(出所) 投資信託協会より野村資本市場研究所作成

株式投資信託への資金流入には日本銀行による上場投資信託（ETF）の買い入れが影響していることを考慮し、本稿では株式投資信託からETFと分配金も除いたものをコア部分と扱っているが、そのコア部分を見ても、資金純流入が続いている（図表10）。コア部分への資金純流入は12か月連続で続いており、このような継続的な資金純流入が見られたのは、2010年以降のことである。

投資信託への資金流入には、ラップ口座や少額投資非課税制度（NISA）を通じた資金流入も影響する。ラップ口座については、日本投資顧問業協会統計によると2021年9月末時点の件数は133万5,770件、金額は12兆6,102億円であり、2021年6月末からそれぞれ9.2%、5.7%増加しており、増加率が高まっている（図表11）。

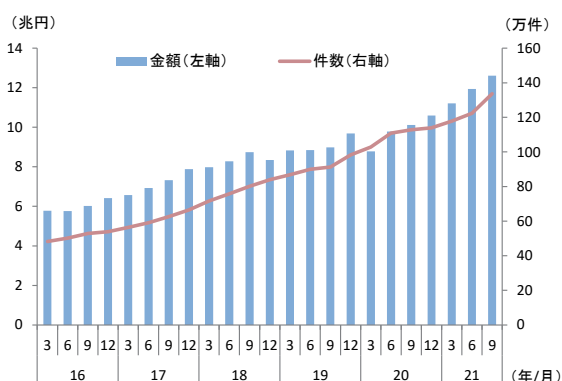
図表10 株式投資信託（除くETF）の資金流入



(注) データは2021年11月までを表示。

(出所) 投資信託協会より野村資本市場研究所作成

図表11 ラップ口座の利用状況



(注) データは2021年9月までを表示。

(出所) 日本投資顧問業協会より野村資本市場研究所作成

一方、NISA（一般・つみたて）については、金融庁統計によると2021年9月末時点の口座数は1,713万2,399口座、総買付額は24兆8,428億円（うち、つみたてNISAは472万7,455口座、1兆2,913億円）であり、2021年6月末から順に3.5%、3.5%増加した。また、ジュニアNISAについては、同時点の口座数は64万3,270口座、総買付額は3,773億円であり、2021年6月末から順に12.9%、13.6%増加した。これらのNISA口座は、特にネット証券において口座増加が著しい。

2021年第3 四半期の世界金融市場では、金融緩和の長期化やコロナワクチン普及加速と経済正常化への期待などから、米国では同年7月から8月にかけて株価は上昇基調を維持したが、同年9月に入ると中国恒大集団の信用不安や米長期金利の上昇基調を背景に利益確定が進む局面が見られた。日本では同年7月に東京都で緊急事態宣言が発令された後、株価は下落基調になったが、菅義偉前首相の自民党総裁選不出馬表明を受けて新政権への期待感から上昇した。しかし、同年9月末の総裁選で岸田文雄氏が選出された後は金融所得課税の引き上げ懸念などから株価は伸び悩んだ。

このような環境の下、投資信託市場における個人資金の流入先を見ると、米国を中心に高い成長が期待できる企業の株式へ投資する投資信託に、多くの個人資金が純流入した。2021年第3 四半期の投資信託の資金純増額ランキングの首位は、「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型」だった（図表12）。2位以下を大きく引き離れた資金純流入があった同投資信託は、2021

図表12 投資信託の資金純増額ランキング

順位	2021年第2 四半期(4~6月)			2021年第3 四半期(7~9月)			(参考)2021年10月		
	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額
1	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	1,737	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	3,044	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし) 予想分配金提示型	アライアンス	945
2	野村ファンドラップ債券プレミア	野村	1,299	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	三菱UFJ国際	1,342	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	三菱UFJ国際	468
3	グローバル・エクスポネンシャル・イノベーション・ファンド	日興	1,233	グローバルAIファンド(予想分配金提示型)	三井住友DS	867	ペイリー・ギフォード世界成長企業戦略/SMT・LN外国投資証券ファンド	三菱UFJ国際	313
4	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	三菱UFJ国際	1,204	日興FW・日本債券ファンド	三井住友DS	837	マニュアル・円ハイブリッド債券インカム・ファンド(年1回決算型)	マニュアル	247
5	イノベティブ・カーボン・ニューラル戦略ファンド	三井住友DS	1,102	グローバル・エクスポネンシャル・イノベーション・ファンド	日興	804	eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	三菱UFJ国際	224
6	グローバルAIファンド(予想分配金提示型)	三井住友DS	914	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)	アライアンス	758	グローバルAIファンド(予想分配金提示型)	三井住友DS	223
7	フィデリティ・世界割安成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)	フィデリティ	736	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり) 予想分配金提示型	アライアンス	709	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)	アライアンス	210
8	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり) 予想分配金提示型	アライアンス	688	SBI・V・S&P500インデックス・ファンド	SBI	694	ティー・ロウ・プライス 米国割安優良株株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)	ティー・ロウ・プライス	209
9	eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	三菱UFJ国際	654	eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	三菱UFJ国際	673	先進国株式インデックスファンド(ラップ向け)	三菱UFJ国際	205
10	投資のソムリエ	アセマネOne	643	GSフューチャー・テクノロジー・リーダーズ Bコース(為替ヘッジなし)	ゴールドマン	644	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり) 予想分配金提示型	アライアンス	201

- (注) 1. 対象は追加型投信で、該当月に新規設定された投信や償還された投信、上場投信は除外されている。そのため、例えば2021年4月に新規設定された投信については、表中2021年第2 四半期は設定月を除いた資金純増額が記載されている。
2. 単位は億円。

(出所) R&I『ファンド情報』より野村資本市場研究所作成

年6月末時点で純資産総額が1兆円を上回り、同年7月末から純資産総額が最大の公募株式投資信託（ETFを除く）となっている。また、同シリーズで毎月決算型ではないタイプや為替ヘッジがあるタイプも、図表12のランキングではそれぞれ6位と7位に入った。ランキング2位の「eMAXIS Slim 米国株式（S&P500）」は、主として米国S&P500指数の値動きに連動する投資成果をめざす投資信託であり、つみたてNISA対象の投資信託でもある。3位の「グローバルAIファンド（予想分配金提示型）」は、米国企業を中心にAI関連銘柄で運用する投資信託であり、1位の「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし） 予想分配金提示型」と同様に、毎月分配型である。同投資信託では2021年10月まで13か月連続で毎月500円の分配金が支払われていたことも市場の注目を集めていたが、同年11月に分配金が400円に引き下げられた。

5. 保険・年金・定型保証：純流入、生命保険受給権も純流入

2021年第3四半期の「保険・年金・定型保証」は資金純流入となった。このうち、「生命保険受給権」「非生命保険準備金」「年金受給権」「定型保証」は資金純流入、「年金保険受給権」は資金純流出となった。保険会社は、これまでは対面契約が中心だったが、コロナ禍のもとでは、オンライン上で相談に応じたり、契約手続きを完結する取り組みが広がりつつある。人工知能（AI）を活用して、顧客に保険商品を紹介したり、相談に応じるサービスも登場している。また、日本郵政グループは、かんぽ生命の保険の不適切な販売問題を受けて個人向けの保険商品の営業を自粛してきたが、2021年4月から営業活動を再開し、再発防止に向けて営業現場の管理体制の強化や営業拠点の集約などを進めている。

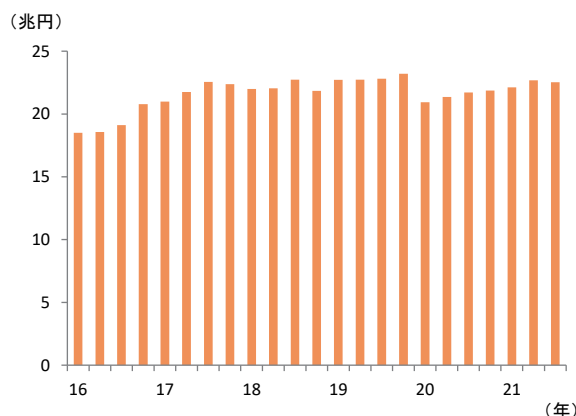
なお、2021年7月1日より、生命保険協会にて、生命保険の有無を照会できる制度が開始された。これまでは災害時に保険証券を紛失した場合にのみ照会が可能だったが、一般個人でも契約者の死亡や認知判断能力の低下など一定の条件の場合に利用することができる。相続時に、親がどのような生命保険を契約しているか子が知らないケースは多いと見られ、確実な保険金請求のためのセーフティネットとしての機能が期待されている。

6. 外国資産：外貨預金は純流出、対外証券投資は純流入

2021年第3四半期の外国資産は、「外貨預金」は資金純流出、「対外証券投資」は資金純流入となった。ドル円相場は、2021年第1四半期に大きく円安に動いた後、同年第2四半期、第3四半期も円安の流れが続いている。個人が保有する対外証券投資は、近年はほぼ横ばい圏での推移となっている（図表13）。

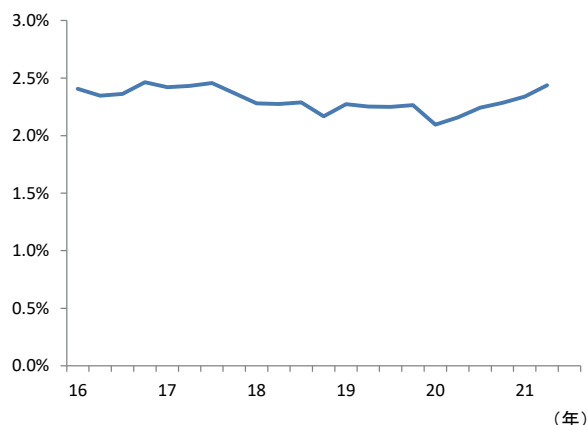
なお、2021年9月末時点で個人が保有する外貨建資産残高（外貨建投資信託、外貨建対外証券投資、外貨預金の合計）が個人金融資産に占める割合は、2.4%と推定される（図表14）。

図表 13 個人が保有する対外証券投資



(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

図表 14 個人が保有する外貨建資産の割合



(出所) 日本銀行等より野村資本市場研究所推定

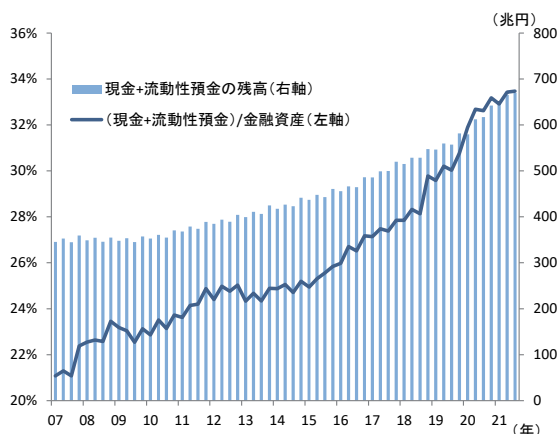
Ⅲ コロナ禍の2021年第3四半期のまとめ

ここまで述べてきた、2021年第3四半期における個人資金の動きをまとめると、「流動性預金」「投資信託」への資金純流入が特に目立ったほか、「生命保険受給権」「事業債」なども資金純流入となった。「流動性預金」と「投資信託」は6四半期連続で資金純流入となっており、「投資信託」はETFや分配金を除いたコア部分を見ても資金純流入が続いている。このような「投資信託」への継続的な資金純流入には、ラップ口座の契約件数・金額の増加率が高まっていることや、NISA口座数・総買付額がコロナ禍のもとでネット証券を中心に一段と増加していることも影響していると考えられる。これに対し、個人資金は「定期性預金」から多額の純流出が続いているほか、「年金保険受給権」「外貨預金」などからも純流出となった。総じて個人は、「流動性預金」で流動性を確保する一方で、相場変動に機敏に反応した人も少なくなかったといえよう。

個人が最も多く保有する金融資産は依然として「現金・預金」である。特に、「流動性資産」（現金と流動性預金）は2021年9月末時点で669兆円、個人金融資産全体に占める割合が33.5%と過去最高になった（図表15）。一方、「リスク資産」（株式等と投資信託）は直近で増加してきたとはいえ、個人金融資産に占める割合は15.4%にとどまっている（図表16）。また、「負債」は362兆円であり、個人金融資産に対する割合は18.1%と、過去に比べて低水準にある。

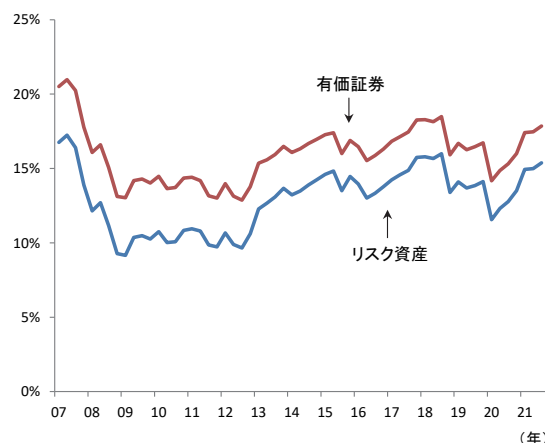
2021年9月29日に岸田氏が自民党総裁に選出され、同年10月4日には岸田内閣が発足した。同年10月31日に投開票が行われた衆院議員選挙では、自民・公明の与党が293議席を獲得し、過半数を確保した。岸田首相が掲げる「成長と分配の好循環」の方針の下、分配策の具体策として言及した「金融所得課税の見直し」に対し、市場の警戒感は依然として強い。今後の政策運営が注目される中、2021年12月10日に自民党・公明党から公表された「令和4年度税制改正大綱」は、家計へ影響を及ぼす様々な注目点があるので、次章で整理したい。

図表 15 個人金融資産に占める流動性資産



(注) 流動性資産は現金と流動性預金の合計。
(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

図表 16 個人金融資産に占めるリスク資産



(注) リスク資産は株式等と投資信託の合計。
(出所) 日本銀行より野村資本市場研究所作成

IV 令和4年度税制改正大綱の注目点

2021年12月10日、自民党・公明党から「令和4年度税制改正大綱」が公表された。事前に注目されていた金融所得課税を巡る議論は来年度以降に先送りされたものの、今回の大綱に盛り込まれた内容は家計金融資産への影響が大きいと見られるものも多い。以下ではそれらの概要を整理する。

1. 税制改正大綱に盛り込まれたもの

1) 上場株式等について

(1) 上場株式等の配当所得等の課税の特例の見直し（大口株主等の要件の見直し）

大口株主等が保有する株式については、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強いことから、その支払を受ける上場株式等の配当等は、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の対象とされている。現行では、株式等保有割合が3%以上の株主が対象とされている。

今回の大綱では、上場株式等の配当等の支払を受ける個人株主自身が保有する株式に加えて、同族会社が保有する株式等も含めた実質的な株式等保有割合が3%以上の場合には、総合課税の対象とされ、分離課税の適用を受けることができなくなった。また、上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が1%以上の株主に関する報告書を、配当等の支払の確定した日から一か月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することが求められた。これらの改正は、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用される。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

上場株式等の配当所得等に係る課税方式については、現行では国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料への影響等を考慮して、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能である。

今回の大綱では、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされ、異なる方式を選択できなくなった。これに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備が行われる。この改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用される。

(3) NISA の利便性向上

金融庁が令和4年度税制改正要望に掲げていた、NISA口座の利便性向上などについては、今回の大綱では、①マイナンバーカードを活用して投資者が自身のNISA口座の有無等を即時に確認できるよう、②2025年からの新NISAへの制度変更において、年を跨いでもシームレスに2階部分での買い付けができるよう、それぞれ所要の措置が講じられることになった。

2) 土地・住宅について**(1) 住宅ローン控除等の延長と見直し**

住宅ローンの所得税額の特別控除については、今回の大綱では、適用期限が令和7年12月31日までの4年間延長された。借入限度額は、現行の上乗せ措置は終了し、住宅の環境性能などに応じた上乗せ措置が段階的に講じられる。控除期間は、新築の認定住宅等は13年間だが、中古は一律10年とされた。控除率は、現行では年末のローン残高の1%だが、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る状況に対応する観点から、0.7%に引き下げられた。適用対象者の所得要件は、現行の「3,000万円以下」から、「2,000万円以下」に引き下げられた。

また、住宅ローン控除額のうち、所得税額から控除しきれない額は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される。今回の大綱では、控除限度額は5%（最高9.75万円）に減額され、この措置も令和7年12月31日まで延長された。

(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長と見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等については、今回の大綱では、適用期限を令和5年12月31日まで2年間延長された。非課税限度額は、最大1,500万円から1,000万円に減額された。適用対象となる既存住宅家屋の要件について、築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることが加えられた。また、受贈者の年齢要件は18歳以上（現行は20歳以上）に引き下げられた。

(3) 固定資産税

土地に係る固定資産税については、コロナ禍の対策として令和3年度に限り、地価が上昇しても令和2年度と同じ税額に据え置く特例措置がとられていた。今回の大綱では、負担軽減措置は商業地に限られ、住宅地の軽減措置は取りやめになるため、住宅地の時価上昇は税額に反映されることになる。

3) 資産全体について：財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度については、現行では提出義務者は所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上を有する人であり、提出期限は翌年3月15日である。今回の大綱では、提出義務者に総資産10億円以上（所得基準なし）を有する人が追加され、提出期限は翌年6月30日とされた。多額の資産を保有していれば、所得ゼロでも対象となる。また、財産債務調書への記載を省略することができる家庭用動産の取得価額の基準を300万円未満（現行は100万円未満）に引き上げるほか、記載事項について運用上の見直しを行うこととされた。これらは、令和5年分以後の財産債務調書について適用される。

2. 税制改正大綱に記載された、来年度以降の検討に係るもの

今回の大綱では「令和4年度税制改正の基本的考え方」として以下の重要項目についても記載され、今後の議論の行方が注意されるため、以下では項目ごとに今回の大綱に記載された文言を抜粋して紹介する。いずれの項目も、令和3年度税制改正大綱でも言及されていたものであり、前年から文言が大きく変わった箇所には筆者が下線を付している。

1) 私的年金等に関する公平な税制のあり方

「働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階での課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった論議も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。」

2) 金融所得に対する課税のあり方

「なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。」

3) 相続税・贈与税のあり方

「高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相対的に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。」

この他、金融庁が税制改正要望に掲げていた、デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、今回の大綱では「検討事項」として「金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。」と記載されている。

総じて、今回の大綱は、家計にとっては、税軽減や非課税の恩恵を受けにくくなる内容が多いと言えよう。その影響は、富裕層から中間所得層まで広く及ぶと考えられる。